

議案第30号

幕別町水道事業給水条例及び幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する
条例

(幕別町水道事業給水条例の一部改正)

第1条 幕別町水道事業給水条例（平成10年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条、第29条第2項ただし書及び第32条第1項第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第37条第11号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

(幕別町簡易水道事業給水条例の一部改正)

第2条 幕別町簡易水道事業給水条例（平成10年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条、第28条第2項ただし書及び第31条第1項第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第36条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。